

事故防止及び発生時 対応マニュアル

1. はじめに

利用者（子ども）が安心・安全に支援を受けられるように、また保護者・家族が安心して子どもに支援を受けさせられるように、事故を未然に防ぐよう努めるとともに、万が一事故が発生した場合には、迅速かつ的確に対応できるようマニュアルを策定する。

2. 事故の発生防止のため（予防）の取り組み

（１）安全な環境の確保

安全な環境を確保するため、子どもの発達年齢や特性、既往歴、活動場所（屋内／屋外等）、活動内容（外出等）、扱う物品（硬めまたは棒状の遊具や玩具、鋭利な文房具）、送迎車の交通安全に留意し、事故の発生防止に取り組む。

日頃の環境づくりとしては、ミーティング時に、事故の危険性について共通の認識が持てるように情報共有など職員間のコミュニケーション、加えて安全教育が不可欠である。また、施設内に問題のある箇所、破損した物品がないか点検し、必要に応じて改善（環境整備）を行う。

さらに、夏場の気温上昇に伴う熱中症は重大事故につながる恐れがあることから、屋外／屋内にかかわらず、夏場の活動時には日光の照射や気温、空調に十分配慮したプログラム・環境を用意する。

（２）子ども（利用者）に対しての支援

発達年齢や能力、特性に応じた方法で、子ども自身が「きけん」を認識すること、同時に「あんぜん」な方法を選び取れるように、活動時の約束事や行動の仕方についての理解を促す。十分な理解が難しい場合は、人的な配慮として、職員がマンツーマンで対応するなどする。

かんしゃくやパニック、衝動行為のある子どもに対しては、自傷・他害や戸外への飛び出し等の危険性を予測し、感情の混乱・興奮を起こさせないための事前予告や人的・物的配慮を行う。

てんかん発作が重篤で転倒発作の既往がある子の場合は、職員が傍に付く等の人的配慮を行う。言語での意思表示が苦手な子どもについては、職員の事前情報把握や観察が特に重要であることを認識する。

（３）組織的な対応

事故の発生防止は、個々がバラバラな発想・動きではなく、組織で対応することが重要であり、理事長または管理者のもと組織的な体制を整備する。

（４）具体的な想定

以下の場面については、重大事故が発生しやすいため特段の配慮を要する。

ア) プール・水遊び

監視体制の空白が生じないように監視者を配置するとともに、その他スタッフの役割分担を明確にする。

■ プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント

- ・子どもの特性（体温調節の困難）や既往歴（てんかん発作等）について事前確認を行い、長時間の活動が負担になる子どもに対しては、無理のない範囲で活動を行う。
- ・動かない子どもや不自然な動きをしている子どもがいないか把握する。
- ・十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。

イ) 誤嚥（食事中）

職員は、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の状況）について共有し、食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事支援に当たる。
誤嚥を防ぐためには、気付きと観察が不可欠であることを意識しながら見守りを行う。

■ 食事支援をする際に注意すべきポイント

- ・ゆっくり落ち着いて食べられるように、子どもの発達段階や特性に応じて対応する。
- ・子どもの口に合った量を支援する（口に詰め込み過ぎない）。
- ・食べ物を飲み込んだことの確認を行う。
- ・汁物・水分を適切なタイミングで飲めるように支援する。
- ・食事中の覚醒（眠くなっていないか）に注意する。

ウ) 誤食・誤飲（玩具・小物等）

口に入れると咽頭部や気管が詰まる等、窒息の恐れのある大きさ・形状の玩具等については、誤食・誤飲の可能性に留意する。職員は、危険性のある子どもから目を離さないようにする。

エ) 食物アレルギー

利用契約時に、食物アレルギーの有無について確認を行い、「有」の場合、職員間で情報共有を行う。また、食事を伴う活動内容（施設外支援やクッキング等）によっては、必要に応じて保護者に事前相談する。

(5) 重大事故の発生防止（予防）のためのヒヤリ・ハット報告

職員は「事故」とまではいかない内容についても、事故につながりかねない出来事についてヒヤリ・ハット報告書を作成し、職員間で情報共有を行うことで、重大事故の発生防止につながる。

3. 日常的な準備物

各職員の緊急連絡網、医療機関・関係機関（市役所、警察、病院等）の一覧、保護者の（緊急）連絡先を事前整理しておく。

4. 事業者による指導・教育体制

施設・事業者は、職員に対し以下の指導・教育体制を設ける。

- ・管理者においては、安全確保に関する研修に参加することを基本とする。
- ・心肺蘇生法をはじめとした応急手当等の教育の場を設け、基本的にすべての職員が救急対応・事故発生時の対処法を身に付けられるようにする。
- ・緊急時に知識や技術を運用することができるように日常から訓練を行う。

5. 緊急時対応体制

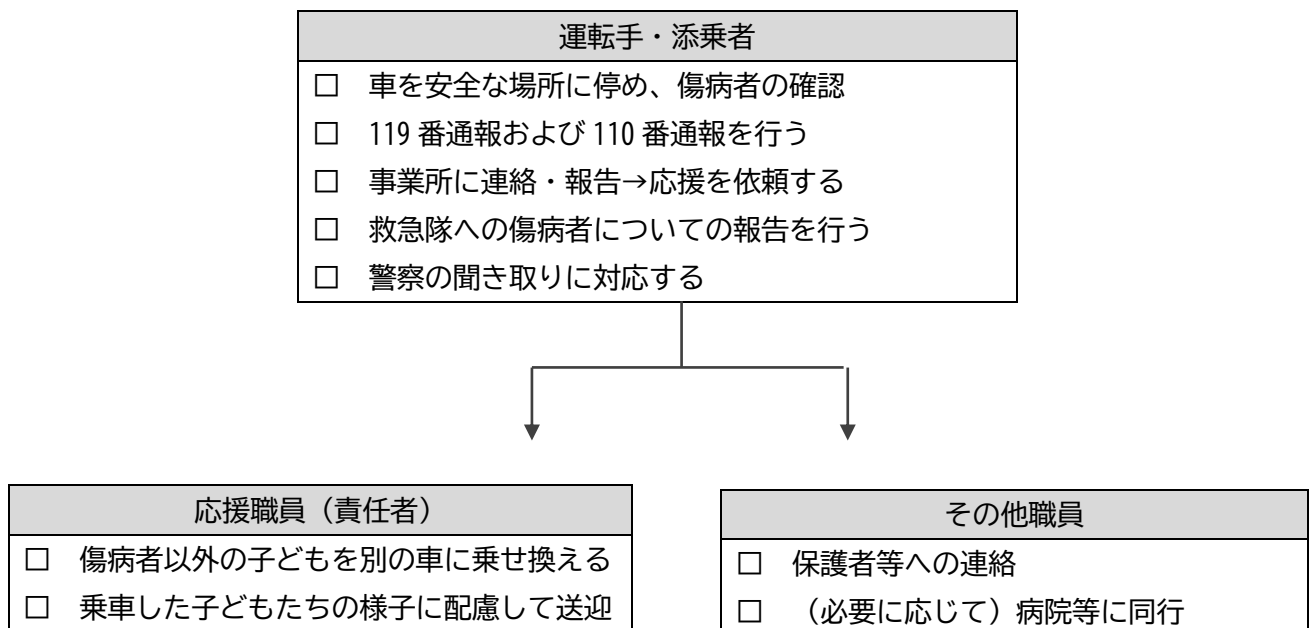
前提として、緊急時の体制を整理し共有しておく（職員の役割を決めておく等）。

重大事故発生時は、理事長または管理者が他の職員に指示をあたえ、迅速に対応できるようにする。

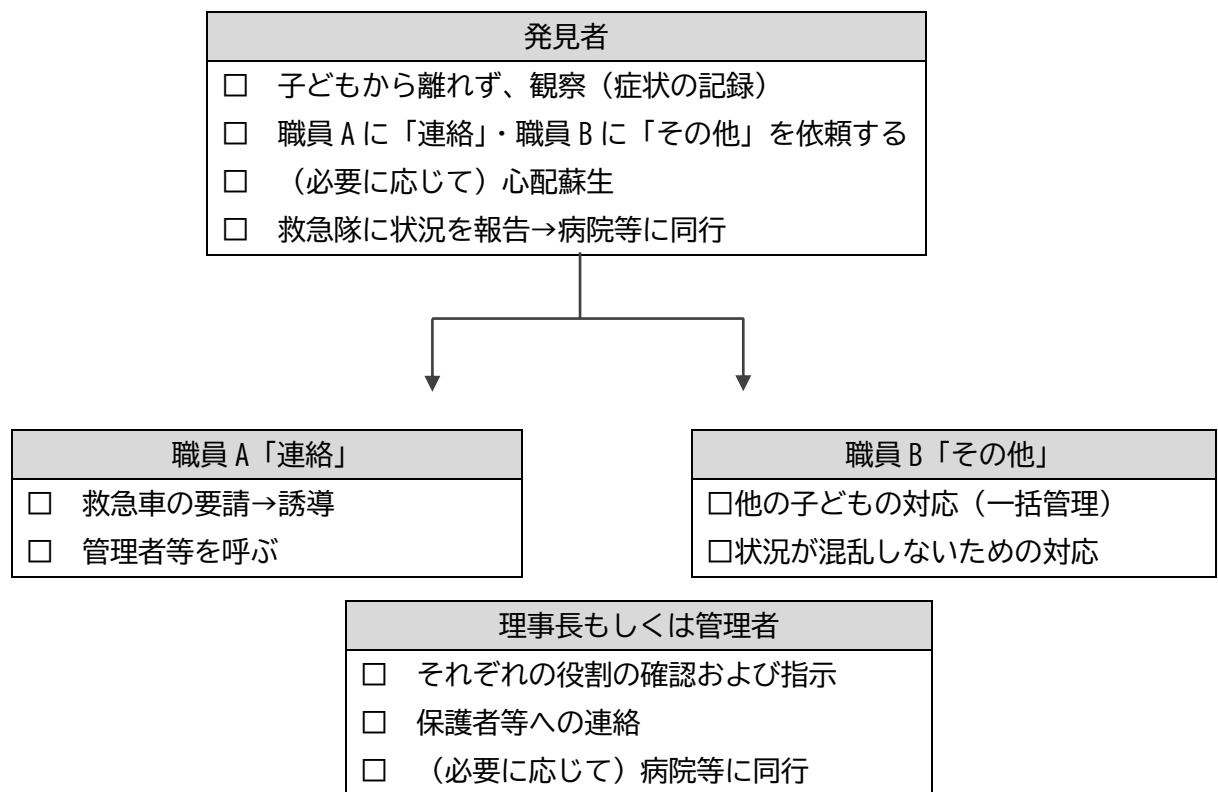
🚒 緊急時の役割については、以下が考えられる。

- ア) パニックにならずに状況全体を把握し、職員それぞれの役割や状況について連絡・報告する。
イ) 救急車を呼ぶ→病院に同行する。
ウ) 心肺蘇生・応急処置を行う。
エ) 事故直後、事故に遭った子どもの保護者に連絡する。
オ) 事故に遭った子ども以外の子どもの支援を継続する。
カ) 翌日以降の支援体制の確認を行う。
キ) 必要に応じて、他の利用保護者に事故の概要について説明をする（口頭または文書）。

事故発生（緊急）時の動き：交通事故の場合



事故発生（緊急）時の動き：傷病者の場合



事故発生（緊急）時の動き：行方不明の場合

対応者
☐ 事業所に連絡・報告→応援を依頼 ☐ 20 分程度検索して見つからない場合は 110 番通報および保護者等への連絡を行う ☐ 警察が駆け付けた場合は、聞き取りに対応する

6. 重大事故が発生した場合

事故の検証を行ったうえで、支援環境や体制整備について改善すべき点を検討し、行政等とも協議のうえ、再発防止の取り組みを進めていく。

ア) 事故報告書を作成し、行政（県・市）に報告する。

イ) 「類似事故発生防止のために、今後何をすべきか」という視点で、再発防止策の検討を行う。

ウ) 策定した再発防止策を、既存のマニュアルに確実に反映させるとともに、職員への周知、保護者との情報共有をはかる。